

あなたの**建物**は安全ですか？

住宅耐震改修等補助制度のご案内

市の補助制度を使って耐震診断、耐震改修を！



春日部市では、地区集会施設等や緊急輸送道路閉塞建築物の耐震診断及び耐震改修工事を受けられる方に、これらに要する費用の一部を補助します。

制度の概要については以下のとおりです。

補助対象建築物（抜粋）

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手し、建築された

- ・地区集会施設等（春日部市自治会連合会に加入し、春日部市自主防災組織を設立している者が管理している集会所など。非常用物資の備蓄機能を兼ね備え、災害時の一時避難用の対応が可能であることが必要）
- ・緊急輸送道路閉塞建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第3号に規定する建築物のうち、県計画において位置付けられている第一次特定緊急輸送道路（国道4号、国道4号バイパス、国道16号）に、その敷地が接する木造以外かつ3階以上の建築物であり、建築物の高さが前面道路幅員に対して一定の条件に該当するもの。なお、当該建築物がマンションの場合は、全戸数の過半以上に居住があり、耐震実施について合意されていることが必要）

	耐震診断	耐震改修工事
補助率	2/3	23%
補助限度額	○地区集会施設等 上限 5万円/1棟	○地区集会施設等 上限 40万円/1棟
	○緊急輸送道路閉塞建築物 上限 300万円/1棟	

【補助要件】

●耐震診断

※ 地区集会施設等

- 原則として建築士事務所（市内に所在する建築士会、建築士事務所協会等の団体に所属している建築士事務所）に所属している建築士（診断資格者）が行うものであること。
- 一般財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準により、建築物の地震に対する安全性を評価したものであること。なお、当該建築物が木造以外の場合にあつては、耐震診断の実施後、耐震判定委員会等の判定を受けたものであること。

※ 緊急輸送道路閉塞建築物

耐震診断の実施後、耐震判定委員会等の判定を受けたものであること。

●耐震改修

※ 地区集会施設等

次のいずれにも該当するもの

- ① 原則として市内に営業所を有する建設業法の許可を受けている建設業者が行うものであること。
- ② 診断資格者が耐震補強設計及び工事監理を行ったものであること。
- ③ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。（耐震性を表す I_s 値(鉄骨造等)が0.6未満のもの又は I_w 値(木造)が1.0未満のもの。）

◎ 申請にあたっては、事前相談が必要になりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

春日部市役所 建築課 建築総務担当

電話：048-736-1111(代)

内線：3617・3618